

平成 26 年 7 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）

介護保険主管部（局）

御中

医療費適正化計画担当部（局）

厚生労働省保険局の組織改正（医療介護連携政策課の新設等）について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療・介護の一体的な改革を推進するため、本日付けで厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）が改正され、専任の大臣官房審議官（医療介護連携担当）及び保険局に医療介護連携政策課が設置されました。

また、保険局総務課に設置されていた医療費適正化対策推進室及び保険システム高度化推進室につきましても医療介護連携政策課に移管しております。

医療介護連携政策課においては、総合確保方針の策定など医療と介護の連携の推進、新たな財政支援制度（基金）に係る都道府県の窓口・省内調整、診療報酬改定の基本方針の策定及び医療費適正化の推進等を担ってまいります。

今後は、医療・介護の一体的な改革につきまして、これまでの当省担当部局と連携しつつ、各都道府県担当部局とともに推進してまいりたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

厚生労働省大臣官房審議官（医療介護連携担当）

吉田 学

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長

渡辺 由美子

医療と介護の連携に係る保険局の組織改革

保険局

審議官の増員

- 現行の大臣官房審議官(医療保険、医療・介護連携担当)の担当を3つに分割した上で、保険局に医療保険担当、医療介護連携担当の審議官2名を専任で配置。

【～平成26年7月】 → 【平成26年7月～】

局長

審議官(1)

総務課

- 医療費適正化対策推進室
- 社会保険審査調整室
- 保険システム高度化推進室

保険課

- 全国健康保険協会管理室

国民健康保険課

高齢者医療課

医療課

- 保険医療企画調査室
- 医療指導監査室

調査課

〈審議官を1名増員〉

審議官(2)

〈医療介護連携政策課に移管〉

- 医療費適正化対策推進室
- 社会保険審査調整室
- 保険システム高度化推進室

〈新設〉

医療介護連携政策課

- 医療費適正化対策推進室
- 保険システム高度化推進室

医療介護連携政策課の新設

【所掌事務】(厚生労働省組織令)

- ① 保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関すること。

- 医療・介護「総合確保方針」の策定
- 新たな財政支援制度(基金)の予算要求、配分、調整
- 医療と介護の連携に関すること
- 医療保険と介護保険の調整

- ② 社会保険診療報酬、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

- 診療報酬改定の基本方針の策定
- 診療報酬と基金等の調整
- 診療報酬と介護報酬の調整

- ③ 高齢者医療確保法に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに都道府県医療費適正化計画並びに特定健康診査等基本方針及び特定健康診査等実施計画に関すること。

- 医療費適正化対策推進室の業務

(医療介護連携政策課の担当等)

医療介護連携政策課 代表電話 03-5253-1111 直通電話 03-3595-2614

庶務担当 (課の庶務、予算 等) 課長補佐：土泉(内線 3163)

庶務係長：橋本(内線 3164)

計画担当 (基金に関する予算要求、効果検証、都道府県窓口 等)

山内(内線 3168)

企画担当 (総合確保方針の策定、連携に関する企画立案、診療報酬改定の基本方針 等)

課長補佐：田中(内線 3162)

企画係長：市嶋(内線 3166)

調整担当 (診療報酬と介護報酬の調整 等)

調整係長：松村(内線 3167)

医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室 代表電話 03-5253-1111(内線 3181、3179)

直通電話 03-3595-2164

(医療費適正化計画、医療費の適正化の推進 等)

医療介護連携政策課

保険システム高度化推進室 代表電話 03-5253-1111(内線 3228、3269)

直通電話 03-3595-2165

(医療費適正化計画の策定に資する情報の収集、情報処理の高度化 等)